

令和2年度土木工事積算基準等の改定について

からしまと
辛嶋 亨*

1. はじめに

国土交通省では、働き手の減少を上回る生産性の向上と担い手確保に向けた働き方改革を進めるため、建設現場の生産性向上を図る i-Construction の推進等に取り組んでいる。

この度、昨年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、円滑な施工体制の確保や働き方改革、i-Construction の更なる推進に取り組める環境の充実等を図る観点から、最新の実態を踏まえ土木工事の積算基準等の改定を行った。

2. 円滑な施工体制の確保

1) 現道上の工事における一般交通の影響を受ける工種区分の設定

現道上の工事で一般交通の影響を受ける工事や、運搬費・安全費などの費用が割高となる市街地での工事について、共通仮設費や現場管理費の施工地域補正を改定した。これにより、「手間のかかる工事」においても、より適切に経費を計上することが可能となる。

表-1 現道上の工事等*における間接経費の補正係数

	改定後	改定前
共通仮設費の補正係数	1.4	1.2~1.3
現場管理費の補正係数	1.2	1.1

※DID、一般交通影響有地域における電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事

2) 時間的制約を受ける積算方法の見直し

従前から、現場条件により継続的に時間的制約を受け、1日の標準作業時間を確保することができない場合の積算として、労務費の補正を行う基準があったが、この度、施工箇所が山間部にあるなどにより、移動に時間を要し、標準作業時間を確保することができない場合についても、この基準を適用することとした。これにより、砂防工事などにおいても、より適切に経費を計上することが可能となる。

表-2 時間的制約を受ける積算

時間的制約状況の程度	補正係数 (労務費)
1日の作業時間が7時間超7.5時間以下	1.06
1日の作業時間が4時間超7時間以下	1.14

3. 働き方改革に取り組める環境整備

1) 週休2日の補正係数

国土交通省直轄土木工事では、週休2日に取り組み際の必要経費として、現場閉所の状況に応じて、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正を行っている。令和2年度については、一部の補正係数を引き上げた。

表-3 週休2日の補正係数

(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

※週休2日対象工事の中から一部の工事を抽出し、発注部局の協力のもと、建設業所管部局において下請への賃金の行き渡りについて調査

2) 新たな労務単価の割増

これまで、積算基準においては、時間外割増や深夜割増に係るルールは規定されていたが、今回、新たに休日割増に係るルールを整備した。

もちろん、建設業の働き方改革を推進する観点からは、休日の勤務を積極的に推奨するものではないが、やむを得ない事情により休日の勤務を余儀なくされる場合には、休日割増を適用することとなる。

4. i-Constructionの更なる拡大

1) ICT施工における積算基準の改定

国土交通省では平成28年度から建設現場の生産性革命「i-Construction」に取り組んでおり、土工を皮切りにICT施工の積算基準を整備してきた。



図-1 ICT施工における積算基準の拡充

ICT施工に係る経費については、直接工事費 (ICT建設機械 (賃料) など)、共通仮設費 (3次元出来形管理等に要する経費など)、現場管理費 (技術者の給与手当など) に各々計上していたが、今般、ICT施工を行う場合に、共通仮設費と現場管理費に関する補正係数を導入することとした。

また、ICT建設機械が一定程度普及してきたことから、これまで全国一律で設定していた賃料を、地域ごとの市場価格を採用することとした。

2) 小規模施工の対応

ICT施工は小規模な現場では施工効率が悪く、利潤が上がらないとの意見を聞くことがある。このため、国土交通省では、平成30年度には1万㎡未満の区分を、平成31年度には5千㎡未満の区分を設定してきた。そして今般さらに、5千㎡未満の現場実態を調査したが、施工規模による施工効率の差は認められなかった。一方で、現場条件により、標準のICT施工機械 (クローラ型山積0.8㎡) が施工現場に搬入・配置できない場合などは、標準積算によらず見積りを活用することとする。

5. 改正品確法を踏まえた積算基準の改定

1) 工期と連動した間接工事費の設定

令和元年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律 (品確法) が改正され、適正な工期を設定することや、施工条件が変化した場合に請負代金や工

期を変更することが発注者の責務として法律に位置付けられた。このため、一時中止の有無にかかわらず、受注者の責めに帰さない事由により工期を延長した場合 (天候要因等の場合) に適切に経費を計上するための積算基準を整備した。

2) 労災保険料の適切な計上

改正品確法においては、法定の労災保険料や、その他の法定外の労災保険料を予定価格へ反映することが位置付けられた。これを踏まえ、原則すべての工事において、法定外の労災保険への加入を求めるとともに、所要の経費を計上するために現場管理費率を改定した。

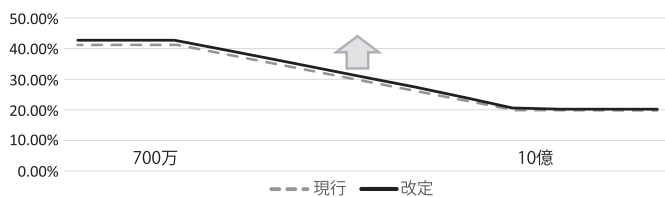


図-2 現場管理費率の改定

6. おわりに

今回の積算基準の改定が直轄工事はもとより、様々な発注者の参考となり、今後の建設業の品質確保等に資することを期待している。